

令和元年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

市町村分

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
1	(省)	島根県全市町村 (19団体) 島根県 高知県	トップランナー方式の導入における条件不利地域への配慮	トップランナー方式について、地域の実情に配慮して算定を行うこと。 【継続】	採用する。 トップランナー方式の導入に当たっては、地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を考慮するとともに、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。
2	(省)	青森県	トップランナー方式等の段階的反映にあたっての地域の実態を踏まえた算定	トップランナー方式の影響が生じないように算定されている基準について、人口10万人未満の団体まで引き上げるとともに、現在対象外となっている業務についても対象に含めていただきたい。 また、今後導入を検討している図書館管理等の4業務や窓口業務については、地方の実態を踏まえ慎重に検討していただきたい。 【継続】	一部採用する。 トップランナー方式の導入に当たっては、地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を考慮し、算定を行うこととしているが、これは、実態調査の結果を踏まえ、一部の業務については、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえ、民間委託等の導入率の低い人口3万人以下の市町村においては経費水準が下がらないように算定を行っているものであり、見直すことは考えていない。 また、図書館管理等の4業務については、地方団体の実態や意見等を踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることとしており、窓口業務についても、民間委託等の業務改革が進捗していないことから、令和元年度は導入しないこととしている。
3	(省)	福島県	交付税算定における原発被災団体及び津波被災団体の特例の継続	H29年度算定からH27年国勢調査数値(確定値)を測定単位として用いることとなった「都市計画区域における人口」、「65歳・75歳以上人口」、「林業及び水産業の従業者数」、「世帯数」について、原発被災団体及び津波被災団体に配慮し適用された特例措置を継続すること。 【継続】	採用する。 平成27年国勢調査数値への更新に伴い、平成29年度算定から原発被災団体及び津波被災団体に対して適用している測定単位に係る特例措置については、令和元年度算定においても引き続き講ずることとしている。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
4	(省)	横浜市 (神奈川県)	大都市特有の財政需要の反映	基準財政需要額の算定にあたっては、過度の財源調整は見直されたうえで、大都市特有の財政需要を十分配慮すること。 【新規】	一部採用する。 大都市特有の財政需要については、これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定されている他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。 さらに、令和元年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。 また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**消防費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
5	(省)	箱根町 (神奈川県)	住民人口以上の交流人口の受入態勢に対する財政需要を考慮した普通交付税の算定方法の見直し	消防費において、人口以上の交流人口の受入態勢に対する財政需要を捕捉するための補正係数を新設すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 観光客に対する消防に要する経費については、普通交付税で措置すべき普遍的な経費とは言い難い。 なお、「昼間人口」については、従業地・通学地集計結果をもとに算出しており、観光業のみを対象とするものではないこと、経済センサス活動調査（宿泊業の収容人数及び客室数）については、市町村単位の公表数値が存在せず、また宿泊施設の受入能力を示すものであるものの、現実の観光需要を反映しているものではないこと、「入湯税納税義務者数」については、消防費との相関関係が認められないことから、各指標を用いることは困難である。
6	(省)	佐渡市 (新潟県)	消防費に係る交付税措置の拡充	面積が広大で、かつ離島の一島一市である当市の消防費の実態と普通交付税算入額との乖離が大きいことから、離島一市のために広域化が困難な状況を踏まえた他の補正等を新設すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 離島の増嵩経費については、個別の費目ごとではなく、一括して地域振興費の遠隔地補正により措置しているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**道路橋りょう費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
7	(省)	札幌市 (北海道)	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引き上げ	道路橋りょう費(面積)の積雪度に係る寒冷補正における「種地により乗じる数」及び補正率を引き上げ、道路の除排雪経費の算入不足の解消を図ること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 除排雪に要する経費については、平成29年度において、種地により乗じる数の見直しを行ったところであるが、今後も、算入率の推移等を勘案しながら、検討を続けていくこととする。
8	(省)	北見市 (北海道)	除排雪経費の実態に見合った積雪度級地別補正率の算出	除排雪経費については、普通交付税及び特別交付税で措置されているが、普通交付税での措置額が実態と近くなるよう補正率の引上げを行うこと。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 除排雪に要する経費については、平成29年度において、種地により乗じる数の見直しを行ったところであるが、今後も、算入率の推移等を勘案しながら、検討を続けていくこととする。
9	(省)	滝川市 (北海道)	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引き上げ	基準財政需要額算定における道路橋りょう費の寒冷補正係数について実態に見合った引き上げを行うこと。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 除排雪に要する経費については、平成29年度において、種地により乗じる数の見直しを行ったところであるが、今後も、算入率の推移等を勘案しながら、検討を続けていくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]
[道路橋りょう費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
10	(省)	新潟市 (新潟県)	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引き上げ	道路橋りょう費(面積)の積雪度に係る寒冷補正における級地及び種地により乗じる率の見直しにより、道路の除排雪経費の算入不足の解消を図ること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 除排雪に要する経費については、平成29年度において、種地により乗じる数の見直しを行ったところであるが、今後も、算入率の推移等を勘案しながら、検討を続けていくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**下水道費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
11	(省)	滋賀県	下水道費の投資補正 (高資本費対策)に係る 30年未満要件の見直し	下水道費の投資補正(高資本費対策)に係る30年未満要件について、「下水道財政のあり方に関する研究会」報告のとおり、廃止を含めて見直しをすること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、今後検討していく。 現在、現行の高資本費対策の要件等を見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。
12	(省)	高知市 (高知県)	公共下水道の維持管理 に係る自然的条件による 密度補正の導入	地形、気象、地質などの自然的条件から雨量が多く、災害が発生しやすい地勢となっている。そのため、浸水対策に多額の費用を要しており、その費用を適切に反映させる密度補正を導入されたい。 【新規】	以下の理由により採用しない。 公共下水道事業の維持管理費は、当該市町村の位置や地形、流域での降水量、人口の集積度など様々な要因に影響を受けるものであり、当該市町村の降水量により維持管理費を適切に算定することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]
[教育費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
13	(省)	福島県	教育費の震災特例措置	教育費の震災特例措置について、平成31年度も継続すること。 【継続】	採用する。 小学校費や中学校費などの東日本大震災に係る特例措置については、令和元年度においても継続する。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**小・中学校費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
14	(省)	札幌市 (北海道)	就学援助費に係る算入 不足額の解消	就学援助費に係る単位費用及び密 度補正係数Ⅱを拡充すること。 【継続】	一部採用する 準要保護児童生徒関係経費については、文部科学省からの地財要望を踏まえて単位費用を積算し、またその うち一般財源化分については、密度補正Ⅱにより従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正を行っている。 なお、令和元年度算定においては、準要保護児童生徒に係る一人当たり単価を引き上げている。
15	(省)	青森県	スクールバス等にかかる 密度補正Ⅰの充実	小学校費(児童数)及び中学校費 (生徒数)の密度補正Ⅰ(スクールバス 等)を充実すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 スクールバスの維持運営に係る経費については、文部科学省の実態調査に基づき単価を設定している。 地理的条件による経費のかかり増しについての補正を行うことは、公信力を持つ数値を把握できないため、普通 交付税の算定に馴染まない。
16	(省)	牧之原市 (静岡県)	小・中学校費の測定単 位のうち、一部事務組合 立学校分の按分算入の 採用	小・中学校費の測定単位(児童生徒 数、学級数、学校数)のうち、組合立の 小中学校については、所在する市町 村立の学校とみなし所在市町村へ一 括算入しているが、財政力に応じた需 要額の算定もあることから、当該組合 を構成する市町村の長が協議して定 め、総務大臣が承認した率によって按 分して得た数値をそれぞれの市町村 の測定単位に算入すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 地方交付税法上、生徒数については文部科学省実施の学校基本調査による生徒数を、学級数については当該 生徒数を基礎として義務標準法により算定した標準学級数を用いることとしている。 学校基本調査において、組合立学校については所在地の市町村立学校として含める取扱いとなっていることか ら、普通交付税の算定においても、所在地の市町村の測定単位に一括算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[小・中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
17	(省)	豊橋市 (愛知県)	外国人児童生徒数による費用の補正	外国人児童生徒への対応に係る経費の算定方法を見直すこと。 【新規】	以下の理由により採用しない。 外国人児童生徒に対応するための経費については、普遍的な財政需要とは言えず、普通交付税の算定には馴染まない。また、当該経費の財政措置のあり方については、まずは文科省において検討すべきものである。
18	(省)	多良木町 (熊本県)	特別支援教育支援員の配置実態に見合った補正係数での基準財政需要額への算入	特別支援教育支援員の配置実態に見合った補正係数を設け、費用を適切に参入すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 特別支援教育支援員の配置については、実際の雇用形態や全国の配置人数の増加状況も踏まえて、学校数に応じた算定を実施しており、適切に措置されているものと考えている。
19	(省)	大牟田市 (福岡県)	就学援助費に係る基準財政需要額の算定	就学援助費に係る単位費用及び密度補正係数Ⅱの算定方法を見直すこと。 【継続】	以下の理由により採用しない。 準要保護児童生徒関係経費のうち一般財源化分については、文部科学省からの地財要望を踏まえ、密度補正Ⅱにより従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正を行っている。 なお、令和元年度算定においては、準要保護児童生徒に係る一人当たり単価を引き上げている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**その他の教育費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
20	(省)	栗山町 (北海道) 豊橋市 (愛知県)	市町村立の専修学校、 専門学校に係る費用の 措置	市町村立の専修学校、専門学校 (専門課程を置く専修学校)の運営 に係る経費を補正係数により反映さ せることについて検討すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 その他の教育費を含む教育費では、学校教育法第1条に定める学校に係る経費を基準財政需要額に算入 しており、学校教育法上の学校ではない専修学校は、職業若しくは実際生活に必要な能力の育成等を目的 とするものであり、教育費において経費の算定は行っていない。
21	(省)	島根県全市町村 (19団体)	給食費について、人口 密度が低い団体に対す る適切な算定	給食経費について、人口密度が低 い団体では、児童・生徒一人当たり の経費が割高になることを踏まえ、 密度補正を拡充すること。 【新規】	以下の理由により採用しない 小学校及び中学校の学校給食は、トップランナー方式を導入し、民間委託の導入を前提として、標準的 な経費を小学校費及び中学校費において措置している。 また、人口密度の低いことに伴う経費の増嵩部分については、合併後の市町村の姿を踏まえた見直しに より、全国の市町村の実態を踏まえ、平成29年度から密度補正を新設し、3年かけて拡充することとして いる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[生活保護費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
22	(省)	大阪市 (大阪府)	生活保護費における扶 助費の全額算入	生活保護行政は法定受託事務であり、国の責務において行うことが必要であることから、国において認証し国庫負担金の算定に用いられている決算額に係る地方負担額については、次のとおり実態に応じて基準財政需要額に的確に算入すること。 扶助単価において各団体の実績単価を反映すること。 生活保護費において過大・過少分を翌年度精算すること。 【継続】	一部採用する。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。
23	(省)	大阪市 (大阪府)	普通交付税に関する省 令に合致した医療扶助 における被保護者調査 第11表「医療費の審査 及び決定」に基づき算出 した被保護者数を用い た密度補正への変更	生活保護費・医療扶助における密度補正について、現行の基礎数値として用いている被保護者調査「第1表」及び「第2表」と同じ統計である「第11表 医療費の審査及び決定」における「支払確定件数」を厚労省通知に基づく受給者番号を用いて名寄せし、整理・仕分けすることで、統計と同様の客観的に公平な基礎数値として用いることが可能である。 当該基礎数値は、普通交付税に関する省令における「経費を負担した実人員」にも合致することになるので新たな基礎数値として用いることを提案する。 【継続】	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、ご指摘の「経費を負担した実人員」を、統計によることなく客観的に公正な基礎数値として把握することは困難であり、現時点では、扶助の種類に関わらず、現行のとおりに被保護者調査等に基づく各扶助人員数を用いて算定することが適切であると考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[生活保護費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
24	(省)	大阪市 (大阪府)	生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法を踏まえた生活保護費(密度補正)への単身世帯割合に応じた乗率の新設	生活保護費の密度補正における「扶助費の種地ごとの単価差率」では、厚労省が定める生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法に基づく単価差を補足しきれないと考えられるため、新たに単身世帯割合に応じた乗率を設定することを要望する。 【新規】	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。これは標準的な財政需要を客観的に測定しているものであり、各団体毎の実態をそのまま算定に反映させることは適切ではない。 また、単身世帯割合による乗率の新設は、算定の簡素化の観点からも適当ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**社会福祉費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
25	(省)	札幌市 (北海道)	身体及び知的障害者スポーツ大会参加旅費の算入	身体及び知的障害者スポーツ大会参加旅費について、態容補正係数の行政権能差率において、指定都市へ算入すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 行政権能差による補正は、地方自治法等の規定によって道府県の行う事務の一部が指定都市等に移譲されている場合に、その経費について適用するものである。 当該経費は法令に規定された権限移譲に基づく経費ではないため、行政権能差による補正を講じることが適切ではない。
26	(省)	上越市 (新潟県)	保育園運営等経費に対する、合併団体数に応じて加算を行う補正係数（新設）による算入	保育園の運営等に要する経費について、合併団体数に応じた補正を新設し、算入することを要望する。 【新規】	以下の理由により採用しない。 公立保育所の運営費については、利用定員が多い施設ほど子ども一人当たりの経費が減少し、利用定員が少ない施設ほど子ども一人当たりの経費が増加することを想定し、すでに措置を講じている。
27	(省)	大阪市 (大阪府)	児童扶養手当の適実算入	政府が経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援するために平成28年8月1日から制度拡充した児童扶養手当については、法定受託事務であり、国の基準に基づいて全国的に画一的な取扱いをすることが必要であり、本来、国の責務において行うものである。 従って、地方負担額については、平成18年度の三位一体の改革における負担割合の変更により発生する地方負担額（増加需要額）に限定することなく、三位一体改革前における地方負担分（1/4）の需要額も含めた全額に対して、受給者数を基礎とした密度補正を行い、基準財政需要額に的確に算入すること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 児童扶養手当に関する密度補正は、三位一体の改革による国の負担割合の変更に伴う地方負担の増加分について必要となる財源を適切に確保するとともに、地方団体間の財政力格差を拡大しないよう特別に適用しているものである。 三位一体の改革における負担割合の変更により発生した地方負担額以外の部分についても密度補正を講じることについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**社会福祉費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
28	(省)	山口県全市町村 (19団体)	社会福祉費における障害児受入人員に係る算定方法の変更	障害児受入人員の基礎数値となる調査の時点変更を行うこと。 【新規】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 障害児保育に係る算定に当たっては、保育所運営費の算定と同様に、当該年度の4月1日現在の障害児受入人員の数値により基準財政需要額を算定している。前年度数値の精算等の算定方法の変更については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、引き続き検討していく。
29	(省)	那覇市 (沖縄県)	児童扶養手当に係る密度補正の見直し	基準財政需要算入額と実数の乖離が著しいため、受給率に応じた密度補正も追加算入すること。 【新規】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 児童扶養手当に関する密度補正は、三位一体の改革による国の負担割合の変更に伴う地方負担の増加分について必要となる財源を適切に確保するとともに、地方団体間の財政力格差を拡大しないよう特別に適用しているものである。 三位一体の改革における負担割合の変更に伴って発生した地方負担額以外の部分についても密度補正を講じることについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**保健衛生費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
30	(省)	札幌市 (北海道)	精神障害者通院患者医療費における地域の実態を踏まえた算定	精神障害者通院患者医療費について、各団体における人口一人当たりの公費負担額総額や支給認定人数等には大きな格差があり、多額の算入過不足が生じているため、統計数値を用いた補正を行うこと。 【新規】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における負担実績額を採用することは適当ではない。今後、都道府県における支給認定件数や負担の偏在性について検証を行うこととしている。
31	(省)	田辺市 (和歌山県)	病院事業債に係る元利償還金に対して算入される密度補正係数の是正	病院事業債に係る元利償還金に対して算入される密度補正係数について、実償還額に近づくよう是正すること。 【新規】	以下の理由により、採用しない。 病院事業債に係る元利償還金の交付税措置については、理論償還方式を採用しているが、実際の償還期間を踏まえて補正係数の設定を行っている。
32	(省)	帯広市 (北海道)	看護師養成に係る補正係数の適切な設定	看護師等養成所運営経費に係る基準財政需要額が年度により大きく増減していることから、当該地域の実態を適切に把握され、補正係数を設定すること。 【継続】	採用する。 看護師等養成所運営経費に係る密度補正については、看護師等養成所に係る運営経費の実態等を踏まえて密度補正単価の設定を行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**保健衛生費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
33	(省)	千葉県	上水道の統合・広域化に伴う交付税措置	上水道の統合後の交付税措置は資本費が一本化されて算定されることから、高料金対策における資本費の算定方法に経過措置を設けるなど、地域の実情に配慮した交付税措置を講じること。 【新規】	採用しない。 令和元年度から、広域化の中でも、経営基盤を強化する効果が最も期待できる経営統合（事業統合、経営の一体化をいう。）を行った上水道事業について、統合後の上水道事業において算定した高料金対策の額が、統合前の事業における高料金対策の合計額を下回る場合、その差額について、統合の翌年度から10年間の激変緩和措置を特別交付税により講ずることとしている。
34	(省)	千葉県	上水道の統合・広域化に伴う交付税措置	上水道の統合を契機とした水道管路の耐震化に係る交付税措置の拡充を行うこと。 【新規】	採用しない。 令和元年度から、国庫補助対象となる経営統合に加え、各都道府県が定める「水道広域化推進プラン」に基づき地方単独事業として実施される施設整備等の経費についても、地方財政措置を講ずることとしている。ただし、直接的に広域化に伴い必要となる経費に限るものであり、水道施設の更新や耐震化といった本来、料金収入を充当すべき経費については、対象外とする。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[清掃費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
35	(省)	箱根町 (神奈川県)	住民人口以上の交流人口の受入態勢に対する財政需要を考慮した普通交付税の算定方法の見直し	清掃費において、人口以上の交流人口の受入態勢に対する財政需要を捕捉するための補正係数の新設(国勢調査における「昼間人口」、経済センサス活動調査における「宿泊業の収容人数及び客室数」を用いるもの)を検討すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 清掃費においては、密度補正Ⅱにより観光地における財政需要を反映しているところであるが、「昼間人口」については、従業地・通学地集計結果をもとに算出しており、観光業のみを対象とするものではないこと、経済センサス活動調査(宿泊業の収容人数及び客室数)については、宿泊施設の受入能力を示すものであるものの、現実の観光需要を反映しているものではないことから、各指標を用いることは困難である。
36	(省)	島根県全市町村 (19団体) 島根県	清掃費について、人口密度が低い団体に対する適切な算定	清掃費について、人口密度が低い団体では、人口一人当たりの経費が割高になることを踏まえ、密度補正Ⅰにおける人口密度補正を拡充を求める。 【新規】	以下の理由により採用しない。 清掃費における密度補正Ⅰについては、既に全国の実態を踏まえて人口密度に応じた経費の割増を行っている。 なお、平成27年度には全国の市町村の実態を踏まえて標準団体の面積の見直しを行い、平成29年度まで段階的に反映してきた。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**林野水産行政費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
37	(省)	大空町 (北海道) 神奈川県 小松市 (石川県)	森林環境譲与税に対応 した需要の算定	森林環境譲与税の譲与基準に準じ た密度補正措置を講じること。 【新規】	採用する。 地方財政計画の「重点課題対応分」に計上された「森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費」に対応して、林野行政費又は林野水産行政費に計上した経費については、森林環境譲与税の譲与基準に即した密度補正を適用する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ **市町村分**]
[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**地域振興費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
38	(省)	穴水町 (石川県)	公共施設の取り壊しに要する経費の交付税措置	公共施設等適正管理推進事業債における公共施設の除却に係る事業についても交付税措置すること。 【新規】	以下の理由により採用しない 公共施設等の除却に要する経費については原則として起債対象外であるが、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる除却に要する経費について、特別に地方債の対象とする特例措置を設けているところ。地方債の元利償還に対する地方交付税措置のあり方については、事業費補正は可能な限り縮減する方向であり、また、除却事業の交付税措置については、除却後の土地の活用方法が不明確であることから困難である。
39	(省)	大阪市 守口市 (大阪府)	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入	事業所税は基準財政収入額及びそれにかかる基準財政需要額の算入を行わないこと。 また、現行制度を継続する場合、事業所税見合いの需要額を全額捕捉すること。 【継続】	一部採用する。 事業所税については、目的税であるが、税収規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等から、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 同税見合いの需要については、事業所税収入の使途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げていくこととし、令和元年度も引き続き引き上げることとしている。
40	(省)	酒田市 (山形県)	離島に係る補正の拡充	現行の属島補正による措置額が不十分であることから、属島補正の中に、島しょ人口に応じた段階補正を新設されたい。 【新規】	以下の理由により採用しない。 属島において必要となる経費は、団体規模の多寡によって左右されるとは言えないことから、属島補正の中に段階補正を新たに設けることは、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**地域振興費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
41	(省)	綾部市 (京都府) 境港市 (鳥取県) 多良木町 (熊本県) 大崎町 東串良町 南大隅町 (鹿児島県)	外国青年招致人員の対 象範囲の見直し	JETプログラムや姉妹都市協定、 首長間交流協定に基づかない外国語 指導助手 (ALT)に係る経費についても 交付税の算定対象とすること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 JETプログラムや自治体間交流に基づいて任用される外国語指導助手 (ALT) については、地域社会にお ける国際交流と諸外国との相互理解を増進するという役割に着目して措置を行っているものであることから、 これら以外の任用については対象外としている。 なお、民間任用のALTを含む外国語教育における外部人材の活用等に要する経費については、文部科学 省と連携し、各市町村における配置状況や経費の負担状況等の実態を踏まえ、措置の必要性を引き続き検 討していく。
42	(省)	京都市 (京都府)	文化芸術立国の推進に 関する財政需要の適切 な反映	基準財政需要額の算定に活用可能 な客観的な指標の整備も含め、文化 芸術政策の取組状況に応じた補正係 数を創設し、文化芸術振興に係る財 政需要が適切に反映されるよう検討 されたい。 【継続】	採用しない。 文化芸術立国の推進に関する経費は既に単位費用にて措置をしており、地方公共団体が行う文化財の保 存・活用に必要な経費 (非適債) について、平成30年度より特別交付税措置をおこなっている。 なお、算定方法の簡素化の観点から新たに補正係数を創設することは慎重に対応する必要がある。
43	(省)	大阪市 (大阪府)	標準報酬制に係る共済 組合負担金の適切な算 定	標準報酬制にかかる共済組合負担 金について、普通態容補正における 共通係数の算出に当たっては、期 末・勤勉手当の算定に地域手当の地 域差を反映していることを踏まえ ると、共済負担金についても同様に各 種手当に対応した共済負担金増嵩額 に負担率を乗じることで、標準団体 ベースからの増嵩率を算定されたい。 【継続】	以下の理由により採用しない。 標準報酬制への移行後の共済組合負担金については、普通態容補正において、全団体の地域手当等の諸 手当を含めた平均給与月額を踏まえ、標準的な共済組合負担金を設定し算定している。 諸手当に計上している地域手当のみを抽出した上で、級地区分毎に共済負担金を算定することが困難で あることから、標準的な共済組合負担金を用いている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
44	(省)	高知県	「まち・ひと・しごと創生事業費」の事業費の確保	「まち・ひと・しごと創生事業費」の確保及び条件不利地域への配慮を維持すること。 【継続】	採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、令和元年度においても1兆円を確保した。
45	(省)	青森県	条件不利地域の割増し係数の継続	条件不利地域に配慮した算定を堅持すること。 【継続】	採用する。 昨年度に引き続き条件不利地域に対する割増しを維持することとしている。
46	(省)	下関市 (山口県)	地域の元気創造事業費の算定に用いる指標の追加	公共施設の適正管理については、公共施設等総合管理計画の策定及び計画に基づく施設総数等の適切な管理等が推進されていることから、地域の元気創造事業費の算定に用いる行革努力分の指標として、公共施設の種類の総延床面積の削減率を用いること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 公共施設の総延床面積が削減されることによる効果については、既に人件費削減率や人件費以外の経常経費削減率を通して算定に反映しているため、総延床面積の削減率を指標として用いていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[公債費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
47	(省)	広島市ほか18市町 (広島県)	災害復旧事業費のうち、単独災害復旧事業債の種別補正係数の引き上げ	西日本豪雨災害による広島県内市町の被害は甚大であり、今後、復旧のために発行する単独災害復旧事業債の発行予定額は少なくなく、今後、元利償還金は被災自治体にとって大きな負担となってくることから、単独災害復旧事業債の算入率を引き上げること。 【新規】	以下の理由により採用しない 単独災害復旧事業債は、補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業及び補助災害復旧事業債の対象となっていない施設について、団体の判断により実施する災害復旧事業を対象としている。なお、算入率については、補助災害復旧事業と比べて差が生じているものの、地方財政計画一般財源に対する基準財政需要額の算入率や他の事業とのバランスを勘案し、上限を85.5%、基本算入率47.5% (95%×0.5) としているところである。
48	(省)	京都市 (京都府)	大阪北部地震を教訓とした緊急ブロック塀安全対策への財政措置	大阪北部地震を教訓としたブロック塀等の安全対策については、全国的かつ緊急に対応が必要であることから、地方債に係る元利償還金など平成31年度以降の財政需要について、適切に基準財政需要額に算入されるよう検討されたい。 【新規】	一部採用する。 平成30年度補正予算(第1号)において、公立小中学校等のブロック塀の安全対策に充当できるブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が創設され、その地方負担分に補正予算債を起債できることとなった。その補正予算債の後年度における元利償還金の60%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余について単位費用により措置することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**臨時財政対策債**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
49	(省)	平塚市 (神奈川県)	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の改善	財源不足額基礎方式による算定は、財政力の高い団体に過大な配分となっているため改善を図ること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。 なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の大幅な減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は大幅に減少することとなる。
50	(省)	大阪市 (大阪府)	臨時財政対策債発行可能額の算出方法において勘案される資金調達力	臨時財政対策債の配分で勘案される資金調達力は、地方債調達・償還能力の面からみて団体ごとに差が生じない制度設計となっているため、指定都市、中核市・施行時特例市、その他市町村ごとに分けた補正係数は廃止し、地方財政計画を基準とした一律の算出方法とすること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 また臨時財政対策債の振替額については、昨年度と比較して0.7兆円の大幅な減額となったが、本来は臨時財政対策債のような特例債ではなく、法定率の引上げにより地方交付税を安定的に確保するということが望ましいと考えており、今後とも引き続き臨時財政対策債の振替額の縮減について検討していく。 なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の大幅な減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は大幅に減少することとなる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]
[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
51	(省)	広島市 (広島県)	臨時財政対策債発行可能額算定上における政令指定都市の取扱い	臨時財政対策債発行可能額算定に用いる財政力に応じた補正係数について、政令指定都市にのみ適用される算出式を廃止または振替率を緩和すること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。 また、行政権能が町村より道府県に近い政令市において、一般市町村と同様の算定方法ではなく、道府県に近い算出方法を設定している。 また財政力の高い団体への配分を抑制するため、平成26年以降85%を配分割合の上限として設定している。 なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の大幅な減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は大幅に減少することとなる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
52	(省)	青森県	市町村合併における行政区域の広域化を反映した算定に係る密度補正のさらなる充実	消防費、清掃費及びその他教育費について、密度補正の充実を図ること。 【新規】	一部採用する。 合併後の市町村の姿を踏まえた交付税算定の見直しの中で、平成26年度以降順次見直しを行っており、その他の教育費については、令和元年度においても段階的に充実を図っている。
53	(省)	長崎県	市町村の姿の変化に対応した交付税算定	合併団体の実情に応じて、算定方法の見直しを行うこと。 【継続】	採用する。 市町村の姿の変化に対応した交付税算定については、平成26年度以降見直しを行ってきており、平成30年度において、全ての見直し項目について内容が決定した。今後、令和2年度まで段階的に反映することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[事業所税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
54	(省)	大阪市 守口市 (大阪府)	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入	事業所税は基準財政収入額及びそれにかかる基準財政需要額の算入を行わないこと。 また、現行制度を継続する場合、事業所税見合いの需要額を全額捕捉すること。 【継続】	一部採用する。 事業所税については、目的税であるが、税收規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等から、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 同税見合いの需要については、事業所税収入の使途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げていくこととし、令和元年度も引き続き引き上げることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ 需要 ・ **収入**]

[**法人税関係**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
55	(省)	名古屋市 (愛知県)	法人住民税法人税割の 税率引下げに伴う基準 財政収入額の算定方法 の見直し	法人市民税法人税割の税率引下げ (平成31年10月)に伴う減収額につ いて、財源的な措置を講ずるため、 減収額の留保財源分を含めて基準財 政収入額から控除する算定方法とす ること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 地方財政計画により必要な一般財源額を確保した上で適切に普通交付税の算定を行っているところであ り、偏在是正に伴う留保財源減収額に着目して特別措置を講じることは考えていない。 なお、法人税割の税率引下げ分に相当する地方法人税は、留保財源分も含めて全て交付税原資化されて おり、地方の財源を減少させているものではない。